

1997年1月30日 No. 29

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤 一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

97年！2万人組織を目指して 全国協は新たな飛躍を勝ち取ろう

全国一般全国協中央執行委員会

昨年一年間、私たちの闘いは運動的にも組織的にも大きく前進しました。今年新たな試練の前で更に飛躍が問われています。それは、ここ数年声高に政府財界が押し進めてきた規制緩和、行政改革が職場にまで確実に押し寄せ、労働者の生活を破壊し始めているからです。規制緩和の波は直接労働法制の抜本的改悪として労働者保護から労務管理法制へと転換させられようとしています。

日本経済の大転換は、国際競争に勝ち残ることを名目に大企業は多国籍資本として肥大化し、アジア・中南米では資源の寡奪、環境破壊、労働者の低賃金酷使を行い、国内では中小零細企業の淘汰と果てしない企業間競争へと駆り立て、その弱肉強食関係が労働者をも巻き込んでいきます。失業者の大群ばかりか、職場内では労働者間にも歪な関係を作り出し、団結の基礎を崩壊させようとするでしょう。こうした資本のむき出しの攻撃に対して新たな闘いこそ必要になってきます。

国鉄闘争、全国一般（全

国協）の仲間の争議など、今闘い半ばの全ての争議を確実に勝利する必要があると、引き続き不況と、この四月に実施される消費税5%へのアップ、公共料金の値上げは更に景気低迷に拍車をかけるでしょう。私たちの中小の労働者ばかりか大企業の中でも一握りの労働者以外は既存の権利と生活さえ失い、深刻な状況に陥ることが予想されます。企業間産業間の格差は拡大し、また職場内の雇用形態

による格差も拡大するでしょう。毎日かかってくる相談電話がその状況を如実に示しています。日本の労働組合が労働者にとってほんとに役立つのか、それとも最終的に無用の長物になるばかりか桎梏にさえなっているのかの試金石になるでしょう。私たちは職場地域で全力を傾注して労働者の権利を守るために奮闘し、未組織労働者のための闘いを強めなくてはなりません。争議を確実に勝利させ、そして二万人組織への飛躍を更に前進させましょう。

九七春闘では私たち全国一般（全国協）が掲げる

「連帯春闘」の大きな広がりがある以上重要なになります。生活を防衛し、格差是正を求めて「大幅賃上げ、時間短縮」のために闘いながら、行革・規制緩和反対、労基法全面改悪反対の闘いへ結びつけなければなりません。私たちは多くの労組と連携を深めながら、特に今後拡大する有期契約労働者のための権利確立にむけた大きな運動を作り出さなければなりません。

一昨年から続く沖縄の人々の「基地はいらない」という切実な闘いがあります。政府はこうした声を無視するばかりか、沖縄、本土の基地の再編強化を進めようとしています。日本の多国籍企業がアジアを始め中南米まで現地労働者の雇用主として振る舞う姿はペルー、日本大使館事件でも明らかになりました。日本政府の基地強化、軍事予算拡大の背景の一つの現れです。私たちは消費税の5%アップに反対し、沖縄、アジア、世界の人々と連帯して平和のための闘いを強めていきましょう。

各県代表者会議 旗開き開催！

一月十八日第一回各県代表者会議が開催された。一都二府13県から50名弱の代表者が参加した。時間的な制限はあったが、97春闘の課題と各県・各ブロックの様々な取り組みを互いに確認しあった。連帯春闘の発展、全国的な争議の勝利を目指す事、また、「有期契約・法的規制を考える」という講演や、「有期契約労働者シンポ」の報告では、労働法改悪阻止と結合して有期契約労働者の権利確立、雇止め解雇を許さない闘いを作る事が確認された。各県の報告では、地域春闘で闘っている県や、争議支援を中心活動している県など違いと特徴も出ていた。夕方からの旗開きには、中小の仲間や、大企業の少数派の仲間も来賓で駆けつけ、各地で争議を闘っている仲間も闘争報告を行った。交流を深め、二万人組織を目指し、四十七都道府県に全国協の旗を掲げるべく奮闘していこう。

97春闘勝利！労働法の規制緩和！ 労働基準法改悪に反対する

全国一般全国協議書記長 遠藤 一郎

労基法全面改悪の動き急ピッチ

元郵政省人事局長で労働組合攻撃の中心だった岡野労働大臣は就任直後、九七年七月までの労働基準法全面見直しを指示した。

変形労働制・裁量労働制、年次有給休暇、一斉休暇等の労働時間関係、労働契約期間の上限を現行の一年から三～五年に延長することなどを中心とする労働契約関係が主要検討項目として掲げられている。

さらに、週四十時間労働全面実施にあたり、当面二年間の指導機関を置き、法違反に罰則を適用せずという、強行法規としての労働基準法骨抜き策が中央労働基準審議会で強行決定された。

男女雇用機会均等法見直しとの関連で、すでに女子

保護規定(時間外労働、深夜労働規制)の撤廃が進められている。これに労働者派遣の全面自由化、有料職業紹介の自由化が加わり、戦後労働者保護法制の全面改悪がもくろまれていている。

好き勝手に使われてたまるか

日経新聞はこの動きについて「金融や情報・通信に比べて遅れていた『人の規制緩和』が本格的に動き出す」と報じた。

日経連が新時代の日本の経営戦略で打ち出した少数の正社員労働者とは派遣・パートを配置し、「必要なときに必要な労働者を必要な期間だけ使用する」雇用システム⇨労働力のカンバン方式確立に向けてさまざまな法的規制をとっばらおうとするものに他ならない。「人の規制緩和」とは「好

き勝手に人を使う」ということだ。

労働力は生身の人間になうものだ。自動車の組立に際し、部品の在庫を抱えるのは不経済だ(倉庫もいるし、部品を寝かせている間の経費、管理費用もかかる)といつてすべての部品をジャストタイムで調達するように人間が扱われてはたまらない。

労働省の変質を許すな

資本との労働の力関係から、労働者保護行政をになうのが労働省のたてまえであった。今日でも、労働者の方が資本より力関係で不利なことは、日々直面している労働相談であきらかた。しかし、労働省はあきらかに、労働者保護行政から、労働力需給の調整、しかも資本の側に立った調整へと

その役割を変質させてきている。労働省のこの変質を許してはならない。

解雇制限法 制定！働くことへの社会的規制強化を行え！

資本のキーワードは「労働市場を流動化し、雇用形態を多様化し(処遇が多様化される)労働時間を弾力化する」ことだ。

雇用や労働条件に関する最低の基準やルールを法で定め、強制力をもたせ、企業に守らせることがあかかも悪であり、企業が好き勝手に労働者を使えることが経済の活性化、雇用の創出につながるかのようにいわれている。ふざけてもらってはこまる。「働く」こと

のすべての面で、労働者が一世紀半にわたる闘いで築き上げてきた社会的規制を反故にされてはたまらない。組合の組織率が四分の一をはるかに下回っているなかで、圧倒的な未組織労働者の働く権利、生きる権利を保障しているのは、残念ながら労働基準法や職業安全



▲各県代表者会議で吉田弁護士の講演

定法、労働安全衛生法などの労働規制法規だ。リストラの嵐の中、沢山の労働者が首を切られた。多くの事例はリストラといえどもありと言わんばかりのやりたい放題、理不尽なものばかりだった。解雇に関する最低限の社会的ルール作りをしなければ、この間、解雇制限法制定要求運動に取り組んできた。働くことに関する社会的規制強化が今こそ勝ち取られなければならない。

労基法改悪反対 闘争を97春闘の闘いに！

韓国では、民主労総が労働法改悪に抗議しストライキで立ち上がった。名うての御用組合韓国労総もストに突入し始めている。この闘いに学んで、われわれも全力で労働基準法全面改悪、戦後労働法制改悪の反対の闘いをまきおこそう。九七春闘の最大の柱に労働基準法全面改悪反対をすえ、対経営者団体、対労働省へ反撃していこう。

「期限切れ」でクビはごめんだ！ 有期契約労働者の権利確立 キャンペーンに取り組もう。

**契約期間の
上限見直しを
許すな**

規制緩和という資本の自由な収奪をめざして、昨年十一月、岡野裕労働大臣は今年七月をメドに労働基準法を積極的に見直すことを指示した。その主要な検討事項は、裁量労働制の拡大、労働時間の弾力的運用、そして労働契約期間の上限の見直しとされている。すでに明らかにされているように、昨年日経連が提

唱した「新時代の日本の経営」は、一部の「長期能力蓄積型」労働者をのぞき、大半の労働者を「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」として再編することを提案している。いずれも期間雇用、臨時雇用として労働者の簡単な使い捨てを狙ったものであり、契約期間の上限見直しはその要といえる。現在の労働基準法では、労働契約期間は①パート、臨時など非正規雇用に限って認められる一年未満の有期契約、②期間の定めのない契約（終身雇用）の二形態しか認められない。これを三年から五年契約など期間

業では、年俸制の導入などと合わせ今までの正規従業員にも拡大される危険性が高いといえる。

**大阪「リアルジョブ
キャンペーン」
東京「有期雇用
労働者シンポジウ
ム」に結集しよう**

全国協に結集する仲間たちには、パート、外国人、

高齢者など有期労働契約の仲間が多い。その使い捨ての現実が深刻であり、権利確立の闘いが焦眉の急である。私たちの課題は、①合理的必要性のない有期雇用をなくし、その拡大に歯止めをかけること、②有期雇用労働者の雇用継続の権利を確立し、安易な「雇い止め」を規制すること、③有期雇用労働者への差別的労働条件を是正・規制することにある。

その第一歩として、九七春闘前段、東京、大阪で社会的広がりをめざすシンポジウムが取り組まれる。大阪の「リアルジョブキャンペーン」（三月二日、エルおおさか）、東京の「期限切れでクビはごめんだ！有期雇用労働者シンポジウム」（三月八日、中大駿河台記念館）、ふたつの取り組みを職場での権利確立に結びつけて成功させよう。

ジオス解雇争議に完全勝利

大阪ゼネラルユニオン

ゼネラル・ユニオン・ジ
オス支部のデニス委員長への解雇は、全国大手の悪質企業を相手にした外国人労働者の闘争、権利の拡大を

的に認める決定を下し、経営者の反撃を封ずる結果となった。「二年間の有期雇用の更新拒否」と言った事例について、地裁は「この有期雇用は労基法違反で、一年経過後に無期に転化していたと解釈」また「これは雇い止めでなく解雇であり、使用者側に相当の理由が必要だが、デニスは優秀な講師」などとした。そしてバックペイに加え、第一審決定まで毎日二十七万五千円の支払いを命じた。この判例は、増えつつある有

期雇用に制限を加えたもので、我が全国一般の九七春闘の要求や、まともな雇用「リアルジョブ」を求めるキャンペーンに対する大きなステップとなった。

に、経営の不安定な中小企業

目指し、又全国一般を軸とした全国争議として、熱い支援を受けて来た。これまでにレッスンを吹っ飛ばす何波ものストや、梅田校前でのハンスト、株主の第一勦

銀への抗議など果敢な闘いで資本を追いつめてきた。

更に、十二月十六日、大阪地裁は「地位保全仮処分」について労組の主張を全面



▲ 96春闘統一ストライキ 96.3.21

- 3. 2 大阪リアルジョブ
キャンペーンおおさか
- 3. 8 東京有期雇用シンポジ
ウム
中大駿河台記念館
- 3. 18 全国協統一行動・
統一スト

更に、十二月十六日、大
阪地裁は「地位保全仮処分」
について労組の主張を全面

審決定まで毎日二十七万五
千円の支払いを命じた。こ
の判例は、増えつつある有

者

97連帯春闘勝利業種別の闘い

料金を安心して働ける職場に

ハイウェイ共闘会議 栄谷竹生



首都高速道路を職場とする労働者(料金収受・交通パトロール等)の毎年の春闘交渉はそれぞれの業務受託会社との間で行われるものの、発注者である首都高速道路公団との統一要求交渉が欠かせない。

賃金・雇用破壊がすぎまじい中小民間労働者と比べ相対的に安定しているとはいえ、低賃金と長時間労働は相変わらずだ。それ以上に深刻なのは「いのちと安

春闘の重要なテーマになっている。

新年早々、「高速料金収受、随意契約から人札制へ」(日本道路公団)「料金の無人化」と新聞紙上をにぎ

わせているところだが、委託先労働者の「雇用と労働条件」の切り捨てという最悪のシナリオだけは全力をあげて避けたい。

赤門・黒井両支部の今春勝利命令に向けて

宮城合同労組

赤門自動車学校支部と黒井系列自動車学校支部の争議は、ともに地労委での証人調べが最終段階に入り、いよいよ今春結審・命令のはこびとなりました。

赤門の脱退強要をくり返し受けた新人組合員も証人に立ち、元気で闘い抜いて

赤門の脱退強要をくり返し受けた新人組合員も証人に立ち、元気で闘い抜いて

います。前代未聞の「スト処分」は憲法・労基法違反が明らかですが、全面回復命令を導き出すべく、細目の立証を行ってきました。黒井の十四名の仲間に対する不当配転攻撃に対しては、裁判も並行して行い、協約違反・一方的慣行破壊を団交拒否の事実とともに明らかにしてきました。また、同じ時期には新入女性組合員等に対する攻撃も表面化しましたから、不当な支配介入に対する謝罪もあわせて勝ち取る決意です。

全国精労協97春闘の課題



一月二五日、第八回定期総会で九七春闘方針を確立する。全国精労協(全国精神医療労働組合協議会)結成してまる七年、八回目の春闘だ。企業(病院)生き残りの為に、初任給凍結や賃上げ抑制を狙う経営者、とすれば企業意識に取り込まれかねない労働者の意識。企業の外に眼を向け、

情報交換し、全国的視野で闘う九七春闘、本場の正念場だ。厚生行政の腐敗。医療も福祉も、どこかで官僚や企業に食い物にされている。誰がチェックする! 労働組合の役割は重大である。医療費の値上げ、消費税のアップ、そして介護保険の負担、しかし、障害者や高齢者の生活や権利が守

られる保証はない。労働者にとって働きやすい職場、職場闘争の重点課題だ。その上に、厚生行政にも申す、全国的課題を設定し全国闘争を追及する。小さくても意気軒昂。今年も頑張るぞ。

戦争策動を許すな!

消費税アップを許すな!

私達を取り巻く状況は厳しくなっています。日米安保の再定義や有事立法策動に見られる侵略戦争の危機は深まっています。沖縄の基地はたらい回しにされ、五月には三千名に及ぶ反戦地主・一坪反戦地主の土地が契約期限切れを迎えます。戦後補償を求める闘争では、「教科書から従軍慰安婦、三光作戦の記述をなくせ」という岡山県議会決議に表れた様な反動化があります。特別減税の廃止、四月の消費税アップ、健康保険の負担増などによる生活破壊も

深刻化するでしょう。全国協は、引き続き各地の拠点となつて、また関東、関西、九州各ブロックによる取り組みによって、労組・市民団体と共闘した政治闘争を作りだしましょう。九七春闘の中で、消費税と社会福祉の改悪を許さず、三菱を始め企業の戦争責任や国家の戦後補償を追及しましょう。沖縄現地に派遣団を送り、韓国・沖縄本土から基地をなくすアジア共同行動など安保・沖縄闘争に取り組んでいきましょう。



▲ 沖縄から訴える集会